

2020年10月29日

内閣総理大臣 菅 義偉 殿

みやぎ憲法九条の会

共同代表 佐久間敬子

共同代表 芳賀唯史

共同代表 山形孝夫

日本学術会議会員任命拒否に抗議し、その撤回を求めます

日本学術会議が新会員として推薦した科学者のうち6名の任命拒否に強く抗議し、その撤回と速やかな6名の任命を求めます。

学問が弾圧され科学者が戦争遂行に動員された戦前の痛苦の反省に基づいて、学問の自由の保障が憲法(第23条)に定められました。これに則って、日本学術会議法が定められ、組織の独立性・自主性の確保が図られました。同法第7条では、「会員は学術会議の推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」とされ、従前の政府答弁でも「全くの形式的任命」「推薦者は拒否しない」とされてきました。

今回の任命拒否は日本学術会議の独立性・自主性を明らかに侵害する極めて不当なものです。学問の自由は、個々の科学者だけでなく、大学、学会などの科学者の自立的集団に対しても保障される必要があります。日本学術会議の独立性・自立性の侵害は、学問の自由の保障に明らかに反しています。

政府は、不当にも、人事拒否の理由の説明を頑なに拒否しています。各種の世論調査において、政府による説明が不足している、納得できない、とする回答が多数に達していることは至極当然です。このように一切の説明を拒否する政府の姿勢は民主主義にも悖るものです。

また、理由を明らかにしないままの人事拒否は、個々の研究者や研究組織に萎縮や自己規制を惹起します。これによって自由な研究が阻害されることになれば、学問の自由の保障に悖ります。任命拒否された研究者に対しては人格否定に繋がるものであり、個人の尊重(憲法第13条)にも悖るものと言わざるを得ません。

更に、政府は、任命拒否の説明をしないまま、日本学術会議の制度や活動の内容の問題にすり替えて、この問題の本質から目をそらそうとしています。

みやぎ憲法九条の会は、憲法を守り、生かし、二度と戦争を起こさせない立場から、日本学術会議声明「戦争を目的とする科学研究を行なわない」を支持します。また、日本学術会議法の前文「日本学術会議は、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献することを使命とする。」に則り、日本学術会議が平和国家の建設に役割を果たしていくことを期待するものです。そのためには、独立性・自主性の確保と学問の自由の保障が不可欠です。

ここに重ねて、憲法違反の日本学術会議会員任命拒否に抗議し、その撤回と任命を拒否された6名の方々の速やかな任命を求めるものです。

以 上

【連絡先】みやぎ憲法九条の会 仙台市青葉区柏木1-2-45 フォレスト仙台5階  
電話 022-728-8812 fax022-276-5160

